

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月 5 日（火）第3372号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

収 用 委 員 会 告 示

○収用裁決申請事案に係る公示送達

（収用委員会取扱い） 1

収 用 委 員 会 告 示

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会 告 示 第 9 号

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第 5 条第 1 項の規定により，次のとおり公示送達を行う。

平成29年12月 5 日

鹿 児 島 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類の名称

平成29年11月22日付け平成29年度鹿収第 4 号の「高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県志布志市志布志町志布志字見帰地内から鹿屋市串良町細山田字立小野堀地内まで）及びこれに伴う附帯工事並びに市道及び農業用道路付替工事」の収用事件に係る更正決定書

2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 住所 不明

氏名 登記名義人（亡）宮ノ下小吉相続人

ただし，平成29年 2 月 3 日付け鹿児島県収用委員会告示第 3 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

(2) 住所 不明

氏名 登記名義人（亡）安川末吉相続人

ただし，平成29年 2 月 3 日付け鹿児島県収用委員会告示第 3 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

(3) 住所 不明

氏名 登記名義人（亡）稲森乙吉相続人

ただし，平成29年 2 月 3 日付け鹿児島県収用委員会告示第 3 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

(4) 住所 不明

氏名 登記名義人（亡）田尾一二相続人

ただし，平成29年 2 月 3 日付け鹿児島県収用委員会告示第 3 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

(5) 住所 不明

氏名 登記名義人（亡）下戸重志相続人

ただし，平成29年 2 月 3 日付け鹿児島県収用委員会告示第 3 号記載の判明している相続人（告示後新たな相続人が生じたときは，その相続人を含む。）を除く。

(6) 住所 不明

ただし，住民票上の住所

東京都渋谷区笹塚一丁目60番15号フェニックス笹塚壺番館503

氏名 吉田文

- (7) 住所 不明
ただし、住民票上の住所
大阪府守口市八雲北町三丁目55番2号
氏名 中原浩二
- (8) 住所 不明
ただし、最後の住所
鹿児島県鹿児島市田上七丁目13番8号（入田マンション305号）
氏名 （亡）宮ノ下博代相続財産
相続財産管理人不明
- (9) 住所 不明
ただし、最後の住所
奈良県天理市嘉幡町72番地
氏名 （亡）下戸重信相続財産
相続財産管理人不明
- 3 送達すべき書類の保管場所等
鹿児島県収用委員会事務局（鹿児島県土木部監理課用地対策室内）に保管しており、2に掲げる者にいつでも交付する。
なお、1に掲げる書類を受領しないときは、平成29年12月26日をもって送達があったものとみなされる。